

メビウス Member's Press

- 講義ダイジェスト Part1「『相続税』を具体的に理解する」Part2「贈与・自社株対策・保険対策編」
- 今月のニュース&データコンパクト
- 経営者のためのインフォメーション
- 会員お仕事紹介 株式会社FM桐生 宮坂 あつこさん

主事からのメッセージ

外国人アナリストが300年の歴史を持つ
国宝建造物の美術工芸社 社長へ

経営を見るもう一つの目

メビウス主事
浅沼 公子

世界遺産として、世界中の観光客を集める陽明門で有名な日光東照宮。「見ざる、言わざる、聞かざる」の前で、白い作務衣で見ている表情の厳しい一人の外国人がいた。300年の歴史を持つ、株式会社小西美術工芸(こうげい)社 アトキンソン・デービッド・マーク社長である。

傍らに立つ職人に、眠り猫の濃いラインを指さし、「以前の修復と同じでない」と指摘した。

文化財の修復。それは次の50年の修復に伝承していく、**厳しい仕事**であろう。

アトキンソン氏は、ゴールドマンサックス証券会社日本支社のアナリストであった。2008年のリーマンショックにより、証券会社が破綻。世の中はまったく変わった。イギリスのオックスフォード大学で日本文学を専攻した彼は、日本文化や芸術に深い興味を持ち、茶道を始め、日本の芸術に触れて歩く隠棲生活をしていた。

2年ほど経ったところ、社寺殿堂や文化財など、国宝建造物等の美術工芸工事を請負う、株式会社小西美術工芸社の社長への要請を受けた。

社長の年収は、証券会社時代の3日分

彼は日本文化の真の深さを知り、これを後世に残す、尊い意義ある仕事と引き受けた。

現場を全く知らない外国人の社長。職人集団の猛烈な反発に遭った。この時46歳。業種は違えど、経営者に共通する、指揮官先頭は同じと考えていた。その時、大阪の住吉大社の朱塗りの天井や柱が剥げ落ちるといふ、事件が起きた。就任以前の工事ではあるが、無償で最後まで取り組み、その仕事は完璧で、次の受注を得るまでの信頼となった。

彼の文化財修復に求められる仕事の品質へのこだわりは、正に、「神は細部に宿る」仕事の厳しさであった。

経営のもう一つの目

「文化財こそ、観光の日本の宝」と彼は言う。そのような時、二条城特別顧問に、という要請があった。修復費用の50億を調達しなければならない。二条城は、拝観料600円。「修学旅行生に実物を見せてやる」の意識である。顧客満足度など、考えるべくもない。また、近年増加する外国人客にとって、二条城は苦痛の場で、滞留時間も短く、観光とは言えない。

しかし、アトキンソン氏は、観光は楽しい、おもしろい、興味深い知識となる、疲れない、二条城を実現。

最重要の大政奉還の場を開放し、人形がそのシーンを再現。各部屋の前に、ドラマチックな英文をつけた解説。広大な庭は、数多くのベンチを置き、ゆったりと日本庭園を楽しみ、貸出しイヤホンは英語での解説付き。ルート別、サービス別に巡ると、数千円。

観光客は満足な表情で、滞留時間は大幅に伸び、修復費用の50億円は達成に向かっている。彼は言う。日本は人口減少社会。一人一人が何回も訪れる魅力が無ければ、文化財は朽ちてしまう。

しがらみの無い、

全く新しいマネジメントスタイル。

日本の文化財は、世界のためにある。

世界の財産。

その精神に改めて気づかされた。

(2017年5月3日NHK放送ドキュメンタリー参考)

「相続税」を具体的に理解する

メビウスは5月より新年度を迎えました。今年度はパンフレットでもご案内の通り、講義を毎月開催し、多岐にわたる講義内容で、皆様の学びを支援いたします。
2017年5月16日(火) 足利地場産センターにて、**税理士 原田尚信氏**による**メビウス講義第182回『「相続税」を具体的に理解する』**を行いました。相続を「争続」ではなく、「爽続」にするために、5月、6月の2回シリーズで相続・贈与について講義を行いました。当日の様子をダイジェストでご紹介いたします。

事業承継にも設計図が必要です

人間は必ずその日が訪れます。
親が生前にきちんとした設計図を描くことなく、
突然相続をむかえた場合……



平均寿命を80歳とした時、親の相続をむかえる子どもの年齢は、おおよそ50～60代。子ども達にも、当然それぞれの生活があります。
家庭を築き、別々の環境で暮らし、それぞれの家庭の事情が生まれます。

(例) 息子の大学受験、就職
娘の結婚、義理の親の面倒など

あんなに仲のいい兄弟が……こんな場面も多い。

人生100年時代を迎える今
オーナー企業の経営のバトンタッチの方法は？

「バトンタッチ」に重要なヒント

(1)言葉で伝える

親が相続についての考え方や方向性を何も伝えず、亡くなってしまうケースが増えております。

『お母さんの面倒は長男が責任をもって下さい。介護等になった場合にはこの預金をつかって欲しい』、『後を継いでもらいたいから、お前にこの土地と建物を継いで欲しい』。
ポイントは、元気なうちに伝える。



税理士 原田 尚信氏

(2)ラストラブレターを書く

相続についての親の考えを形として残すため、遺言を書く。
死亡保険に加入する。

(3)忍

「軍師 官兵衛」を生み出した黒田家では代々当主がひとたび家督を譲ったら先代はできる限り口出しをこらえたという。

(4)自分の財産を把握する

(5)税金(納税対策・財産引下げ対策)対策も行う

(6)財産の整理をする



「その預金」は誰の預金ですか？

生前の移動を取り巻く3つのパターン

相続対策で、手持ちの現金を子どもや孫に贈与される方をよくお見受けします。
「相続対策を兼ねて、子どもにナイショで月々数万円ずつ積み立ててあげてるんだよ」
……はたしてそれは贈与でしょうか？

「亡くなった方」から「家族」への預金の移動は次の3つのパターンが考えられます。

- ① **正常な取引……生活費を渡した、扶養教育費の範囲などの家事上の支出**
(例) 学費、生活費の仕送り
- ② **「家族の名前」を借りての「名義預金」……相続税の課税対象**
- ③ **移動した時の贈与……贈与税の課税対象**

税務署は下記のような事柄等を総合的に勘案して上記①～③を区別します。

ハンコの印影や預金開設届の記入者は誰ですか？

親が子どもの名義を借りて口座を開設して親のお金を預けただけかもしれない。

贈与した家族が自分名義になっていることを知っていますか？

子どもに「贈与された」との意思がないので「贈与でなく」親のお金を預けただけかもしれない。



相続・贈与の件でご相談がございましたら、メビウス事務局までお問合せ下さい。

贈与・自社株対策・保険対策編

相続講義Part2 2017年6月15日(木) 足利地場産センターにて、**税理士 原田尚信氏**による、メビウス講義第183回『贈与・自社株対策・保険対策編』を行いました。前回の講義は基本編、今回は対策編として「贈与・自社株・保険」に焦点をあて、具体的にお話していただきました。

前回に引き続き、多くの方にご参加いただき、相続に対する関心の高さがうかがえました。当日の様子をダイジェストでご紹介いたします。

遺言は、相続人に対するラブレター

『そんなに財産がないから大丈夫』

『納税できるぐらいのお金は残すから』

『財産は、現金や株券なので分けられるので大丈夫ですよね』

『うちの家族は仲がいいから・・・』 など



税理士
原田
尚信氏

これら全ては、「相続対策は必要ないよ」とお話される方々の声です。

遺言を作って欲しいと言う依頼の真意

親の気持ちや愛情、財産分けについての希望などが子どもにきちんと伝わっていて、家族全員納得していれば争いになりません。

『遺言を作って欲しい』という依頼の真意は、『家族仲よく、これからも助け合って欲しい』などの希望の表れだと思います。

ある民間団体の調べでは30歳～50歳代の世代に調査したところ、**2人に1人は、親に遺言を作って欲しい**と願っているそうです。

家族への愛情表現の一つとして遺言を作成することも良いのかもしれません。

保険の問題

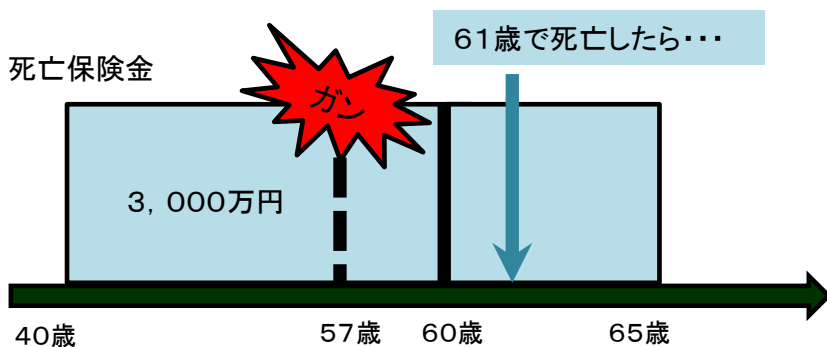
保険に一番多い問題

請求もれ・・・自分の入っている保険の機能が分からない。だから、請求しない。

生命保険の機能①・・・期間延長

保険契約満了の3年位前までであれば、健康状態に関わらず期間の延長ができることもあります。約款をご確認ください。

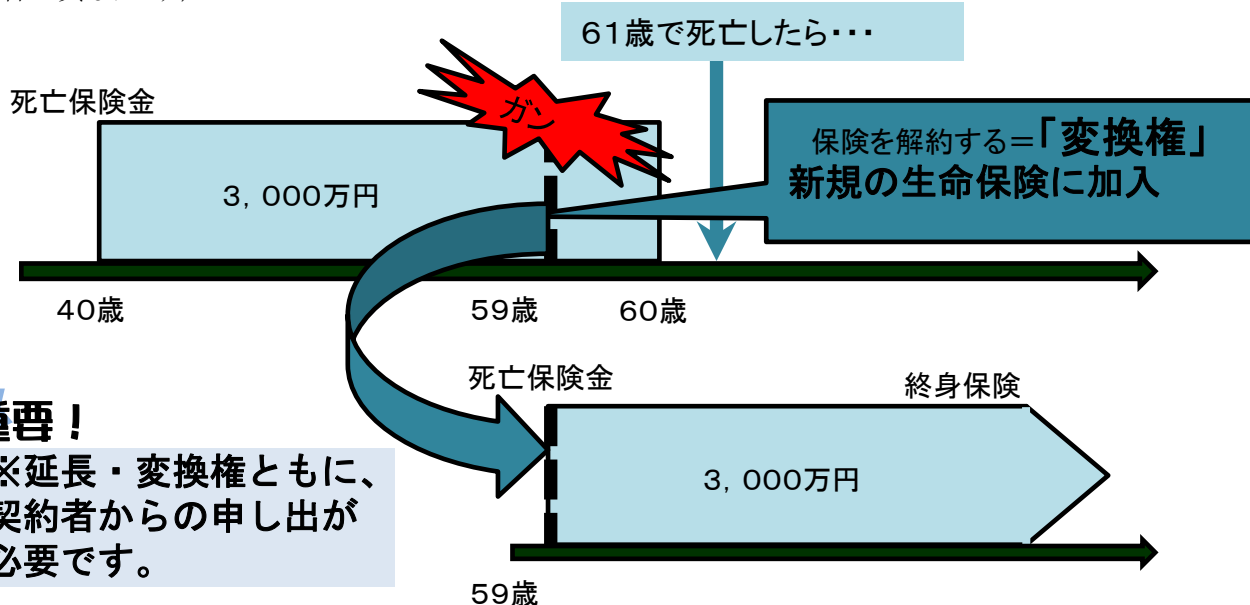
60歳満了の定期保険加入で57歳でがんにかかった(不治)としたら、保険会社に連絡し、保険を65歳まで延長。保険料は再計算となりますが、61歳で亡くなっても保険金は受け取れます。(保険会社によって可能・不可能または条件が異なります)



生命保険の機能②・・・変換権

60歳満了の定期保険加入で59歳でがんにかかった(不治)としたら、期間延長は出来ません。その場合、**保険を解約し「変換権」を使う**。解約した保険金の範囲内で一生涯の保障(終身等)に入り直します。

保険料は59歳時の保険料が適用となり高くなりますが、余命が限られているのであれば、保険金を受け取れるという効果の方が大きくなります。「被保険者選択を受けない(病気の人でもいいですよ、ということ)」メリットがあります。(保険会社によって可能・不可能または条件が異なります)



重要！

※延長・変換権ともに、契約者からの申し出が必要です。

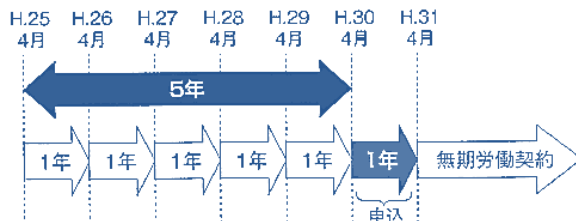
有期労働契約の無期転換の原則と特例(第二種計画)

契約社員やパート社員など期間の定めのある労働者(有期契約労働者)については、平成25年4月に改正労働契約法が施行され、この有期契約労働者の雇用期間が通算して5年を超えた場合、労働者が申込むことにより無期労働契約に転換できる制度(無期転換5年ルール)が設けられました。

1 無期転換の原則

この無期転換は、平成25年4月1日以降に開始された有期労働契約が反復更新されて通算5年を超える人が対象となります。この無期転換は、自動的に切り替わるものではなく、労働者からの申込により次の契約から無期契約に変わります。

(平成25年4月より1年契約で更新していた場合)



この無期転換は、有期契約労働者を正社員にするものではなく、あくまで有期契約が無期契約に変わることを指しています。この場合、その他の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、**就業規則等に特段の定め**がなければ従来の内容と同じとなります。

2 定年後の継続雇用者の特例

以上のように、有期契約労働者については無期転換5年ルールが適用されますが、平成27年4月より、**定年(60歳以上のものに限る)後の継続雇用者**については、**特例措置**(一定の者について対象外とする措置)が設けられました。

この特例の適用を受けるためには、事業者は「**第二種計画認定・変更申請書**」を作成し、**都道府県労働局長の認定**を受ける必要があります。また、この申請書の中で、対象となる労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容を記載することになっています。実務的には必要書類の添付が必要となりますので、詳細は、事務局へお気軽にご相談ください！

詳しくは、事務局にお尋ねください！

◆お問合せ先: NPO法人 女性のためのビジネススクール メビウス事務局◆
栃木県足利市本城2-1901-8 TEL:0284-41-1324 FAX:0284-41-1340

経営のヒント

個人型確定拠出年金の適用拡大！ —老後の資金を増やしながら節税もできる—

今までは、公務員や第3号被保険者の専業主婦が加入出来なかった**個人型確定拠出年金**に、2017年1月からほとんどの方が加入可能となりました。

右下の図のように、日本の年金制度はなっています。**国民年金が1階部分、厚生年金が2階部分、そして確定拠出年金は3階部分の年金に位置するものです。**

確定拠出年金を簡単に説明すると、公的年金制度だけでは老後の生活は成り立ちにくいいため、**準備資金として老後の資金を積み立てるものです。積立ながら自分で選んだ金融商品で運用し、老後の資金を自分で増やしていくものです。**この確定拠出年金は平成13年からある年金制度ですが、今まで30万人程度の利用者数(企業型は580万人)でした。金融機関としても投資信託を売るより利益にならないため、力を入れてなかったのでしょう。しかし、**税金の面ではメリットが大きいのでお得感があります。**

①掛金は非課税

企業型確定拠出年金は、企業の積立分は全額が損金、個人型確定拠出年金の積立は全額が個人の所得から控除することができます。従って、**所得税・住民税の節税**となります。

②運用益が非課税

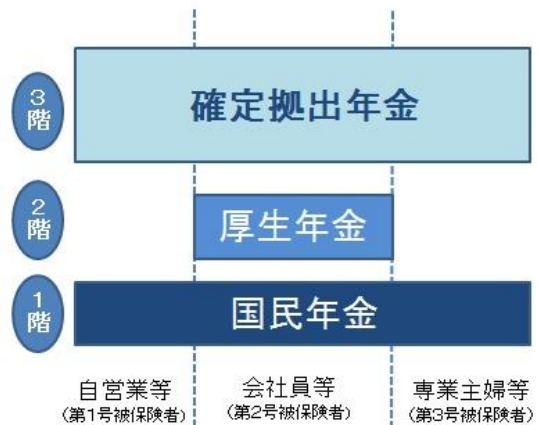
預貯金や投資信託などの利子や配当の運用益は、一般的に源泉分離課税で税金がかかりますが、**確定拠出年金による運用益には、源泉分離課税は掛かりません。**

③老齢給付の所得控除

60歳より受け取る確定拠出年金からの老齢給付金を、年金として受給する場合は「**公的年金控除**」、一時金で受給する場合には「**退職所得控除**」があり**非常に優遇された税制度**です。**通常の預貯金と比べて、掛金の積立時・運用時とダブルで節税効果のある確定拠出年金の方が資産形成上のメリットが大きいことは確か**です。

メビウス顧問 関田恭裕

日本の年金制度(2017年1月現在)



講義のご案内

7月

8月

経営のための会計

7月 これで分かった！損益計算書と決算書

8月 資金繰り・資金管理と
キャッシュフロー計算

〈日 時〉 : 7月19日(水)

8月23日(水)

13:00~16:00

〈場 所〉 : 足利地場産センター

〈講 師〉 : 7月 税理士 三上 洋子

8月 顧 問 関田 恭裕

※皆様のご要望により講義内容が変更になる場合もございます。
ご了承ください。

9月

10月

話し方・外学

9月 “人の心を動かす” 話し方

10月 外学 ビジネスのための課外スクール

〈9月 “人の心を動かす”話し方〉

人前でのスピーチ、プレゼンなど、
「伝わりやすい話し方」学びます。
詳しくは次号でお知らせいたします。

〈10月 外学 ビジネスのための課外スクール〉

毎年ご好評の外学ですが、只今企画中です！
お知らせをお楽しみにお待ちくださいませ♪

株式会社 FM桐生 サービス業
宮坂 あつこ さん

〒376-0031

群馬県桐生市本町5丁目365-1 桐生ガスプラザ3F

TEL 0277-22-3339 FAX 0277-32-5952

HP <http://www.fmkiryu.jp>

Mail radio@fmkiryu.jp



株式会社FM桐生は、多くの皆さまに支えられ、2017年7月で開局10周年を迎えます。
“声の見えるラジオ”を周年企画のコンセプトとし、さらに皆様にとって身近な
メディアになることを目指しています。リスナーや地域の方々とのつながりを求め、
“街を出よう！”をキーワードに皆様の元へお邪魔しま〜す。

MITSUBAふれあい スタジオ誕生！！

桐生市本町5丁目交差点の「ミツバふれあいスタジオ」では、夕方の生放送を
中心に、日中はゲストを交えた収録などを行っています。



FM桐生の生放送の多くは、twitterを番組中に活用しています。番組へ
のご意見・ご要望・リクエストだけでなく、リスナー同士の交流にも大活
躍です。文章を入れた後に半角スペースを空けて、[#fmkiryu](#)と入力
するだけ！

facebook <http://www.facebook.com/fmkiryu>

《防災ラジオ試験放送》 第4金曜日13:30～Action内

ラジオCM やってみませんか？ 広告募集中!!



コラム 事務局は波乱万才♪

いつに帰りたい？

時々思うことがある。

「大学時代に帰りたいな」。自由気ままな一人暮らしで、
24時間すべてが自分のために使える時間だった。
学校にももちろん真面目に行っていた。体育会に入り、
大学進学のためであったスポーツに思う存分明け暮れた。

スキマ時間を見つけては、ふらっと映画館に駆け込みレイトショーを観たり、
行きたい場所へ出かけたりしていた。
自分の好きなことに時間を自由に使える、そんな生活を懐かしいと思っていた。

今までずっとそうだったのが、最近が変わってきた。
若い父と母、そして姉と私が笑いながら食事をする風景。
あれは、昔アルバムで見た、小学生の時の写真。

そう。あの頃に帰りたいと思っていた。
父と母が老いからはほど遠く、家族がだれ一人として欠けていない、
私が子どもとして守られていた時代。

年齢のせいだろうか。
私自身の何かが変わったのだろうか。

今月の担当は



事務局 伊藤 広美

